

令和元年12月（第12回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年（2019年）12月10日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（13名）

1番	松本 三千輝（筆頭代理）	2番	西山 隆文（次席代理）
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
6番	野田 祐士	7番	高木 敬司
8番	中村 光博	9番	大村 幸誠
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和2年（2020年） 第1回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	森崎 大輔	主 査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

（事務局長）

只今より、令和元年第12回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は5番西川委員さんから欠席の連絡を頂いております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)
《挨拶》

(議長)
日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。7番高木委員さん、9番大村委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第1号を説明》

(議長)
只今、報告第1号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。
次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《報告第2号を説明》

(議長)
只今、報告第2号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号についてご説明いたしました。

番号1番につきましては6番野田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(6番委員)

調査報告致します。

12月4日に調査を行いました。許可基準について何ら問題はありませんでした。申請地は区画整理地内でありますけれども、譲渡人と譲受人は親子関係ですので、何ら問題はないと思います。

委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。
番号2番でございしますが11番山本委員さんに調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(11番委員)

調査報告致します。

12月5日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機、田植え機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間150日、妻は経験年数50年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、約1町9反で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号3番でございますが12番荒川委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

調査報告致します。

12月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

この案件は町外に住む妹から兄への贈与です。耕作の継続が難しいことから、今回申請されました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地には栗や柿が作付されており、そのまま管理するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数50年、年間240日、妻が100日となっております。

取得後の農地の面積については、5,814㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号3番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地の転用のための許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

本件につきましては、6番野田委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

12月4日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。

まず立地基準についてですが、第2種農地であり、他に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われまます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力については、特に問題ありません。

本申請地は、すでに一部を駐車場として利用されておりますが、申請者が農地法の許可が必要であることを知らずに利用されておりました。今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、6番野田委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思えます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(2番委員)

申請者は何を主に作られているのですか。

(6番委員)

この法人は地元の方も務められている会社で、隣接地には農業用倉庫もあります。野菜等を集荷して出荷されています。

(2番委員)

ありがとうございました。

(議長)

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

賃借権設定の再設定が9筆、新規が18筆です。

使用賃借権設定の再設定が1筆です。

先ず、賃借権設定の部からお願いします。

本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございますが、ご審議をお願いします。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。
本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。
次に、日程第10 令和2年第1回委員会の日時について申し上げます。次回は1月14日、午後2時よりJAかみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思っております。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。
閉会をさせていただきたいと思っております。

閉会の挨拶を松本筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員